## 【料金表】　介護保険利用負担額 ： 1割負担の場合

| 所要時間 | 要介護 | 予防介護 |
|---|---|---|
| 20分未満<br>（処置のある方） | 314円 | 303円 |
| 30分未満 | 471円 | 451円 |
| 30分以上<br>60分未満 | 823円 | 794円 |
| 1時間以上<br>1時間30分未満 | 1128円 | 1090円 |
| 処遇改善加算 | 合計額の1．8％ | |

夜間・早朝の加算 ： 25％加算
※夜間（午後6時～午後10時） 早朝（午前6時～午前8時）

深夜の加算 ： 50％加算
※深夜（午後10時～午前6時）

上記の時間帯の場合は基本料金に加算します。

※交通費
事業実施区域内の方：無料
事業実施区域外の方：片道20km未満－100円
片道20km以上－200円 （1回につき）

＜その他の加算金額＞

| | | |
|---|---|---|
| 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）<br>1月につき　574円<br><br>※区分支給限度額外 | 利用者様の同意のもとに、利用者・家族に対して24時間連絡体制にある場合<br>（計画以外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、上記の<br>基本料金がかかります。） | |
| 特別管理加算<br>1月につき（Ⅰ） 500円 | 在宅気管切開管理 ・ 気管カニューレ ・ 留置カテーテル ・ 悪性腫瘍患者管理<br>（疼痛管理等） | |
| （Ⅱ） 250円<br>※区分支給限度額外 | 在宅中心静脈栄養 ・ 在宅経管栄養 ・ 在宅自己導尿 ・ 在宅腹膜灌流 ・褥瘡<br>在宅酸素 ・人工膀胱 ・ 人工肛門 ・ 在宅点滴・ 在宅持続陽圧呼吸療法 | |
| 長時間訪問看護加算<br>1回につき　300円 | 特別管理加算対象の利用者様に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合 | |
| 複数名訪問看護加算 | 同時に2人の看護師が1人の利用者様に対し訪問看護を行った場合<br>・1回につき30分未満：254円　・1回につき30分以上：402円<br>同時に看護師と看護助手が1人の利用者様に対し訪問看護を行なった場合<br>・1回につき30分未満：201円　・1回につき30分以上：317円 | |
| 退院時共同指導加算<br>1回　600円 | 退院する際に訪問看護師が退院時共同指導（主治医や他の職員と共同して在宅療養<br>に必要な指導）を行った場合 | |
| 初回加算<br>（Ⅰ）350円 | （Ⅰ）新規に訪問看護を利用する方に対して、病院や診療所等から退院した当日に<br>訪問看護師が初回の指定訪問を行った場合 | |
| （Ⅱ）300円 | （Ⅱ）新規に訪問看護を利用する方に対して（過去二月間において訪問看護の利用がない）<br>新たに訪問看護計画を作成した場合 | |
| 看護介護職員連携強化加算<br>1月につき　250円 | 訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が特定行為業務（たんの吸引等）を円滑に<br>行うための支援を行った場合 | |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）<br>1回につき　6円<br>※区分支給限度額外 | 厚生大臣が定める基準に適合している事業所が訪問看護を提供している場合<br>（研修・定期的な会議・勤続年数3年以上の看護師が30％以上-1回3円）<br>（ 7年以上　30％以上－ 6円） | |
| ターミナルケア加算<br>2500円 | 以前から訪問看護を行っている利用者様がご自宅で亡くなられる前14日以内に<br>ターミナルケアを1日もしくは2日以上行った場合<br>（医療機関等に搬送後24時間以内に死亡が確認された場合も同様） | |

・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に
定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

## 【料金表】 医療保険利用負担額　：　1割負担の場合

| | 訪問看護基本療養費 | | 管理療養費 |
|---|---|---|---|
| 週3日まで | 555円／回 | 月の初日 | 771円(月1回) |
| 週4日以上 | 655円／回 | 2日目以降 | 301円／回 |
| 外泊中の訪問看護 | 850円／1回限り | 情報提供療養費<br>(市町村・医療機関等) | 150円(月1回) |
| ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ評価料 | 105円／月 | 物価対応　Ⅰ | 60円(月1回) |
| | | Ⅱ | 20円／回 |

※交通費
片道5Kmまで　1回につき　200円
片道10Kmまで　300円
片道10Km以上　400円

＜加算＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 夜間・早朝訪問看護加算 210円 | ※夜間:午後6時～午後10時<br>※早朝:午前6時～午前8時 | 深夜訪問看護加算 420円 | ※深夜:午後10時～午前6時 |
| 24時間対応体制加算 680円 | 利用者様の同意のもとに、利用者・家族等に対して24時間連絡体制にある場合<br>(計画以外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、上記の基本料金がかかります。) | | |
| 特別管理加算<br>1月につき　(Ⅰ)500円 | 在宅気管切開管理 ・気管カニューレ ・ 留置カテーテル ・悪性腫瘍患者管理(疼痛管理) | | |
| (Ⅱ)250円 | ・在宅中心静脈栄養 ・在宅経管栄養 ・ 在宅自己導尿 ・ 在宅腹膜灌流<br>・褥瘡 ・在宅酸素 ・人工膀胱 ・人工肛門 ・在宅点滴<br>・在宅持続陽圧呼吸療法 | | |
| 1日複数回の訪問看護加算<br>2回　450円 | 1日に2回訪問看護を実施した場合 | | |
| 3回以上　800円 | 1日に3回以上訪問看護を実施した場合 | | |
| 複数名訪問看護加算<br>看護師の場合　週1回 450円 | 看護師が複数名で訪問看護を実施した場合 | | |
| 看護助手の場合　週3回300円/回 | 看護助手と看護師が訪問看護を実施した場合 | | |
| 長時間訪問看護加算<br>週1・3回　520円 | 特別管理加算を算定している方や特別指示書で訪問している方に90分以上の訪問看護を実施した場合 | | |
| 看護介護職員連携強化加算 250円 | 訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が特定行為業務(たんの吸引等)を円滑に行うための支援を行った場合 | | |
| 退院時共同指導加算　800円 | 退院または退所時に病院や施設職員(医師・看護師等)と退院後の在宅療養について共同で行い、その内容を文書で提供した場合 | | |
| 特別管理指導加算　200円 | 退院後、特別な管理を必要とする方に訪問看護師が療養指導を行った場合 | | |
| 退院支援指導加算　600円 | 退院日に保険医療機関以外で訪問看護師が療養指導を行った場合 | | |
| 840円 | 退院日に保険医療機関以外で訪問看護師が長時間に渡る療養指導を行った場合 | | |
| 在宅患者連携指導加算 300円 | 訪問診療を実施している医療機関・薬局と情報共有を月2回以上文書等で行った場合(月1回) | | |
| 在宅患者緊急時等ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算 200円 | 利用者の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたｶﾝﾌｧﾚﾝｽに訪問看護師が参加した場合(月2回まで) | | |
| 訪問看護ターミナルケア療養費 2500円<br>1000円 | 訪問看護を行なっている利用者様がご自宅や特別養護老人ホームで亡くなられる前14日以内にターミナルケアを2回以上行った場合<br>(医療機関等に搬送後24時間以内に死亡を確認された場合も同様) | | |

氏名